

武蔵野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年12月20日

提 出 者

21番 石 井 一 徳

5番 小 野 正 二

10番 近 藤 和 義

17番 松 本 清 治

25番 与 座 武

30番 水 野 学

武蔵野市議会議長 山 下 倫 一 殿

武蔵野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会議員定数条例（昭和61年12月武蔵野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

| 改正前 | 改正後 | 説明 |
|---|---|-------|
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、武蔵野市議会の議員の定数を <u>30人</u> とする。 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、武蔵野市議会の議員の定数を <u>26人</u> とする。 | 字句の改正 |

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（提案理由）

社会の諸情勢を勘案し、議員定数を削減するものである。